

社会福祉法人親生会

評議員及び役員（理事・監事）報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人親生会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

（評議員の報酬等）

第2条 評議員が、評議員会その他当法人の業務のために出務したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

2 評議員が、当法人の業務のために出張した場合には、当法人の旅費規程により旅費を支給する。

（役員報酬等）

第3条 役員が、理事会その他当法人の業務のために出務したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

2 監事が、当法人の監査業務のために出務した時は、前項の日額に1.5を乗じて得た額を支給する。

3 前2項の支給額の総額は、各年度400,000円を超えない範囲とする。

4 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

5 役員が、職務のために出張した場合には、当法人の旅費規程により旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 報酬等は、当法人の業務のための出務等の都度、支給する。

2 理事長の出務に対する報酬については、月末締め翌月支払いとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。